

パブリック・コメント制度の概要

● パブリック・コメント制度とは

市の基本的な政策に関する施策（計画や指針等）を策定するときに、事前に計画等の案を公表し、広く市民等から意見を求め、それらの意見を参考に施策の決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する本市の考え方を公表する制度です。

● 目 的

政策形成過程における市民参画の機会を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を行うことにより、開かれた市政を推進していくことを目的とします。

● 意見を提出できる者

市民や市内の事業所等に勤務している人、市内の学校に在学している人、本市に利害関係のある人等が意見を提出することができます。

● 制度の対象となるもの

- (1) 市の基本的な政策に関する計画や方針の策定又は改定
- (2) 市民の生活に密接に関連する重要な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課したり、権利を制限したりする制度を定める条例の制定又は改廃（市税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除きます。）
- (4) 宣言又は憲章の制定又は改廃 など

※迅速な対応が必要なものや軽微な変更等の場合は、対象外になります。

● 手続の流れ

- (1) パブリック・コメント実施判断から議会説明まで
新たに計画等を策定するにあたり、パブリック・コメントが必要かを判断します。実施する必要がある場合は、公表に向けて資料の作成等を行います。
- (2) 施策の案の公表
市ホームページや広報への掲載、各コミュニティセンターにおける閲覧による市民等への施策の案の公表に向けて準備を進めます。
- (3) 意見の募集
原則として20日以上募集期間を設け、市民等からの意見を受け付けます。
- (4) 結果の公表
提出された意見を取りまとめて整理し、施策の案に当該意見が反映できるかどうか等を検討します。また、提出された意見に対する市の考え方を、市ホームページへの掲載や各コミュニティセンターにおける閲覧等で公表します。

パブリック・コメント制度の流れ（フロー図）

